

高萩・北茨城広域ごみ処理施設建設工事 入札説明書（補足）

入札参加資格確認申請書類等について

- 1 監理技術者は、本契約時に配置すること。

なお、本工事現場への専任については、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（国土交通省課長通知）及び監理技術者制度運用マニュアルに示されているとおり、請負契約の締結後、現場施工（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）に着手するまでの期間は、工事現場への専任は要しません。

- 2 現場代理人と監理技術者の兼務は、本事業の工程管理、品質管理その他技術上の管理及び本工事の施工に従事する者の技術上の指導監督等に支障がないことを前提として可とします。

「現場代理人及び主任（監理）技術者配置予定調書（様式第2号）」の記載については、兼務する可能性がある技術者については、「区分」欄は「1 現場代理人」及び「2 主任（監理）技術者」どちらにも○をつけて提出すること。

- 3 「現場代理人及び主任（監理）技術者配置予定調書（様式第2号）」の記載について、入札参加確認申請書類を提出する時点で、配置予定候補の技術者が1人に特定できず複数の候補者がいる場合、複数人を提示し、落札者決定以降にこの候補者の中から、選任すること。

- 4 「現場代理人及び主任（監理）技術者配置予定調書（様式第2号）」裏面の注5の記載について、現在、監理技術者講習修了証ではなく、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴（修了番号、終了年月日など）の記載をもって監理技術者講習修了証の替わりとなっているため、監理技術者講習修了証の写しではなく、監理技術者講習修了履歴が明記された監理技術者資格者証の裏面の写しを添付すること。